

令和4年度 教育委員会 第8回定例会 議案

1 日 時 令和4年7月22日（金） 午前9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第14号議案 ふじのくに学校教育情報化推進計画の策定 … 1

第15号議案 国際バカロレア機構による認定に向け申請する学校の選定 … 7

(3) 閉 会

第 14 号議案

ふじのくに学校教育情報化推進計画の策定

学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）第 9 条の規定に基づき、別冊のとおりふじのくに学校教育情報化推進計画（令和 4 年度～令和 7 年度）を策定する。

令和 4 年 7 月 22 日提出

静岡県教育委員会教育長

「ふじのくに学校教育情報化推進計画」の策定

(教育DX推進課)

1 要 旨

学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号。以下、「法」という。）に基づき、「ふじのくに学校教育情報化推進計画（以下、「県計画」という。）」を策定する。

2 経 緯

R4.3.7	教育委員協議会にて、県計画骨子案を協議
4.21	国計画案の公表（現時点で未公表）
5.25	教育委員協議会にて、県計画案を協議
6.6～6.26	パブリックコメント

3 計画の概要

位置付け	法に基づき、国計画を基本として県が定める、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための計画
目的	情報・情報技術を適切・効果的・創造的に活用できる能力を有し、他者と協働して新たな価値を創造する社会の実現に貢献できる人材の育成
期間	令和 4 年度から令和 7 年度（教育振興基本計画と整合） ※技術革新のスピードの速い ICT 分野の特性を踏まえ、必要に応じて見直し
構成	1 計画の策定にあたって（趣旨、位置付け、期間、対象） 2 学校教育の情報化の現状と課題（児童生徒、教職員、環境整備、体制・校務） 3 基本方針（基本理念、基本方針、施策を進める上での共通の視点、指標設定） 4 基本方針に基づく取組（スクール DX、これまでの取組、取組の展開、主な取組） 5 計画の推進（進捗管理体制）

4 計画案に対する主な意見と対応

(1) 教育委員

意 見	意見に対する考え
<p>本計画のままでは「教育 DX 推進」には程遠いと言わざるを得ない。教育 DX を推進する姿勢をもっと明確にし、その効果と狙いに関して子供達にどのような将来像を示すのか、先進的且つ戦略的な検討を更に重ねて頂きたい。</p> <p>DX 推進の対象は現状をベースとした校務や教育現場の業務よりも教育のあり方そのもの。遥かに革新的な教育 DX を目指さねばデジタル化だけにエネルギーと時間を奪われ、既に出遅れている日本の教育改革が世界から更に大きく立ち遅れてしまうことになる。</p> <p>デジタル化や ICT の利活用は、教育のデジタルトランスフォーメーションではない。本計画は前者に係ることが中心であり、後者についてのビジョンが殆ど見えない。</p>	<p>→意見を踏まえ案を修正する</p> <p>御指摘のとおり、本県が目指す「スクール DX」は、従来のアナログな学習・校務へのデジタル技術の導入にとどまらず、デジタル技術やデータの活用に適した仕組みへの組み換え、学びや学校運営の高度化や校務の効率化、ひいては、全県での知見の共有と新たな教育価値の創出を図るものである。</p> <p><u>御意見を踏まえ、「3（1）基本理念」(P6)の3段落目に AI 等の先端技術の活用を前提とした教育への変革の必要性を記載するとともに、「4 基本方針に基づく取組」(P10)の4段落目にスクール DX に向けた行程を、5 段落目にその実現により目指す将来像を具体的に追記する。</u></p>

(2) パブリックコメント（令和4年6月6日～6月26日）

○提出状況：11人から26件（以下、主な意見と対応）

意見の概要（抜粋）	意見への対応（抜粋）
<p>時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教職員の割合を0%とする目標値が設定されているが、デジタル化を進めるだけで教職員の時間外在校等時間を大きく削減できるか疑問に思う。</p>	<p>→意見を踏まえ案を修正する</p> <p><u>働き方改革は、ICTの活用だけでなく、人的支援、業務の削減・分業化・効率化等の重層的な業務改善のもとに推進するものであるため、「4（4）ア ICTの校務効率化への活用を通じた教職員の負担軽減」（P21）の「取組の展開」の1点目にその旨を追記する。</u></p>
<p>教員のICT活用指導力の底上げのためには、ICT機器の操作等に不慣れな教員への支援も必要。</p>	<p>→意見を踏まえ取り組む</p> <p>4（2）ア（P15）に記載のとおり、総合教育センターを中心とした教職員研修と併せ、民間の事業者等とも連携し、教員育成指標に基づくキャリアステージに応じたICT活用指導力を育成できるよう、研修を実施していく。</p>
<p>学校現場の情報担当教員等の負担軽減となるよう、支援体制を強化してほしい。</p>	<p>→意見を踏まえ取り組む</p> <p>4（2）イ（P16）に記載のとおり、今後、県立学校においては、GIGAスクール運営支援センターを設置し、学校現場の教職員に対し、常設のヘルプデスクによる保守運用支援やICT支援員による教職員のICT活用能力向上に向けた校内研修の実施など、各学校のニーズに応じたきめ細かく実効性の高い支援を行っていく。</p>
<p>国や市町をはじめとする多様な関係機関等との広域的な連携体制を確保していく中で、個人データの共有については、個人情報の取扱いの部分で課題が多いように思う。</p>	<p>→意見を踏まえ取り組む</p> <p>4（3）イ（P19～20）に記載のとおり、個人情報の適正取扱いと情報セキュリティの確保のため、「静岡県教育情報セキュリティポリシー」を定めているが、関係機関との連携における個人データの共有については、4（P10）に記載のとおり、データ連携するデジタルプラットフォームの検討において、個人情報保護等に十分留意すること、また今後、国の教育データの標準化に関する動向を踏まえ、慎重に取扱いを検討していく。</p>

5 今後の予定

7月末	計画及びパブリックコメントに対する対応を公表
8月	県立学校、市町教育委員会等関係機関あて周知

【P6】

修正前		修正後
3 基本方針	3 基本方針	3 基本方針
<p>（１）基本理念</p> <p>本県は、富国有徳の「美しい“ふじのくに”づくり」の礎となる「有徳の人」の育成を、教育の基本理念としています。「有徳の人」は、自らの個性に応じて「才」を磨くとともに、自他を大切にしながら「徳」を積み、それらを生かして社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人を現しています。</p> <p>一方、令和３年（2021年）１月の中央教育審議会答申においては、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」としています。その姿は「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けられています。この姿は本県が目指す「才徳兼備」の「有徳の人」の育成とも符合するものであり、<u>実現のためには、ICTは学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものとして</u>必要不可欠なものとして、問題の発見・解決に向けて、問題の発見・解決に向けて、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有し、場所、時間、言語等の制約から解放され、他者と協働して新たな価値を創造する社会の実現に貢献できる人材の育成を目指します。</p>	<p>（１）基本理念</p> <p>本県は、富国有徳の「美しい“ふじのくに”づくり」の礎となる「有徳の人」の育成を、教育の基本理念としています。「有徳の人」は、自らの個性に応じて「才」を磨くとともに、自他を大切にしながら「徳」を積み、それらを生かして社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人を現しています。</p> <p>一方、令和３年（2021年）１月の中央教育審議会答申においては、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」としています。その姿は「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けられています。この姿は本県が目指す「才徳兼備」の「有徳の人」の育成とも符合するものです。</p> <p><u>その実現のためには、ICTは学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、単なる技術の導入にとどまらず、AIやロボティクス、ビッグデータ解析といった先端技術の活用を前提とした教育に変革していく必要があります。</u></p> <p><u>こうした変革を進めながら、変化の激しい時代において、問題の発見・解決に向けて、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有し、場所、時間、言語等の制約から解放され、他者と協働して新たな価値を創造する社会の実現に貢献できる人材の育成を目指します。</u></p>	

修正前	修正後
<p>4 基本方針に基づく取組</p> <p>基本方針に基づく取組を進めるにあたっては、それら全体を横断・俯瞰する取組として、デジタル技術を活用して学校教育を革新し最適化を図る「スクールDX」を推進します。また、その基盤となる統合的なツールとして、<u>学校現場で利用される様々な電子システムやデジタルツール間の連携を図る「静岡型LMS」の構築を進めます。</u></p> <p>本県が目指す「スクールDX」は、従来のアナログな学習・校務へのデジタル技術の導入にとどまらず、デジタル技術やデータの活用に適した仕組みへの組み換え、学びや学校運営の高度化や校務の効率化、ひいては、<u>全県での知見の共有と新たな教育価値の創出を図るものです。</u></p> <p>また、「静岡型LMS」については、<u>一般的なLMSが有する学習履歴の管理機能にとどまらず、個人情報保護等に十分留意しつつ、成績処理、学校・家庭間の連絡・情報共有、児童生徒の健康状況把握、教職員の勤務時間・健康管理、教職員研修・人材育成など、多様なツール・システムとの間でのデータ連携や互換性を有する柔軟なデジタルプラットフォームを視野に入れた仕組みを検討していきます。</u></p> <p><u>これらを通じて、将来的には、国の教育データ標準化とも連動し、小中高の各教育課程を通じた蓄積データの可視化・分析により、児童生徒にとつては学習進度や理解度に応じた学びの最適化、学校・教職員にとつてはカリキュラム・マネジメントの充実、県においてはEBPMによる政策改善などに活用していくことを目指します。</u></p>	<p>4 基本方針に基づく取組</p> <p>基本方針に基づく取組を進めるにあたり、それら全体を横断・俯瞰する取組として、デジタル技術を活用して学校教育を革新し最適化を図る「スクールDX」を推進します。また、その基盤となる統合的なツールとして「静岡型LMS」の構築を進めます。</p> <p>本県が目指す「スクールDX」は、従来のアナログな学習・校務へのデジタル技術の導入にとどまらず、デジタル技術やデータの活用に適した仕組みへの組み換え、学びや学校運営の高度化や校務の効率化、ひいては、<u>全県での知見の共有と新たな教育価値の創出を図るものです。</u>それはすなわち、ICTの活用を前提にした、<u>新しい時代にふさわしい教育への変革そのものです。</u></p> <p><u>こうした変革の推進に必要な基盤である、「静岡型LMS」として、一般的なLMSが有する学習履歴の管理機能にとどまらず、成績処理、学校・家庭間の連絡・情報共有、児童生徒の健康状況把握、教職員の勤務時間・健康管理、教職員研修・人材育成など、多様なツール・システムとの間でのデータ連携が可能な柔軟なデジタルプラットフォームの構築を、個人情報保護等に十分留意しつつ検討していきます。</u></p> <p><u>「スクールDX」の実現に向けた本計画期間内の取組として、県が保有する各種教育データの連携・可視化・分析・活用を進め、将来的には、国の教育データ標準化とも連動し、小中高の各教育課程を通じた蓄積データの活用等が可能となるよう、段階的に最適化を進めていきます。</u></p> <p><u>併せて、先に掲げた4つの基本方針に基づき、学校現場がこれまでの教育方法にICTを最適に組み合わせて実践できるよう、県関係部局や市町教育委員会等の多様な関係機関との連携のもとに、新たな教育のあり方を追究していきます。</u></p>

これらの取組を相互に連携・発展させながら、児童生徒においては、学習進度や理解度に応じ自己調整しながら個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくこと、学校・教職員において、児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出しつつ、主体的な学びを支援する伴走者としてきめ細かな指導・支援やカリキュラム・マネジメントを充実していくこと、県においては、EBPMによる政策改善などに活用していくことを目指します。

【P21】

	修正後
<p>4 基本方針に基づく取組</p>	<p>4 基本方針に基づく取組</p>
<p>(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善</p>	<p>(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善</p>
<p>ア ICT の校務効率化への活用を通じた教職員の負担軽減</p> <p>■取組の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が令和4年(2022年)3月に改訂した「学校における業務改革プラン」に基づき、学習・校務を可視化・連動させる「静岡型LMS」を活用した働き方改革を推進し、授業改善と校務効率化を進めます。 	<p>ア ICT の校務効率化への活用を通じた教職員の負担軽減</p> <p>■取組の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が令和4年(2022年)3月に改訂した「学校における業務改革プラン」に基づき、学習・校務を可視化・連動させる「静岡型LMS」を活用した働き方改革を推進し、授業改善と校務効率化を進めます。

第 15 号議案

国際バカロレア機構による認定に向け申請する学校の選定

1 国際バカロレア機構による認定に向け申請する学校を選定し、認定に向けた準備を行うこととする。

(1) 校名

静岡県立志榛地区新構想高等学校（仮称）

2 今後の予定

国際バカロレア機構へ関心校申請を行い、候補校、認定校の認定に向けた準備を行う。

令和4年7月22日提出

静岡県教育委員会教育長

国際バカロレア機構による認定に向け申請する学校の選定について

(高校教育課)

1 概要

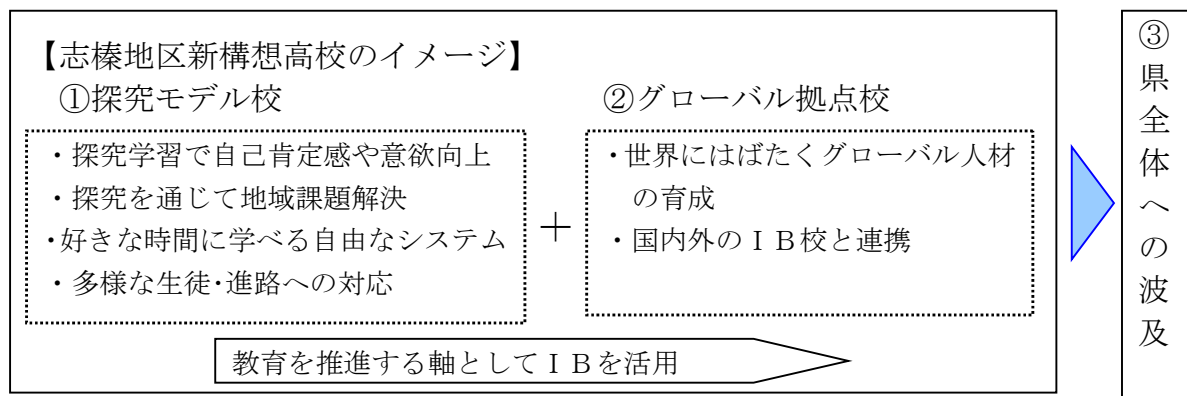
「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育の導入基本計画」を踏まえ、国際バカロレア（I B）機構による認定に向け申請する学校を、志榛地区新構想高等学校(仮称・令和6年度開校予定)とし、認定に向けた準備を行う。

2 選定の考え方

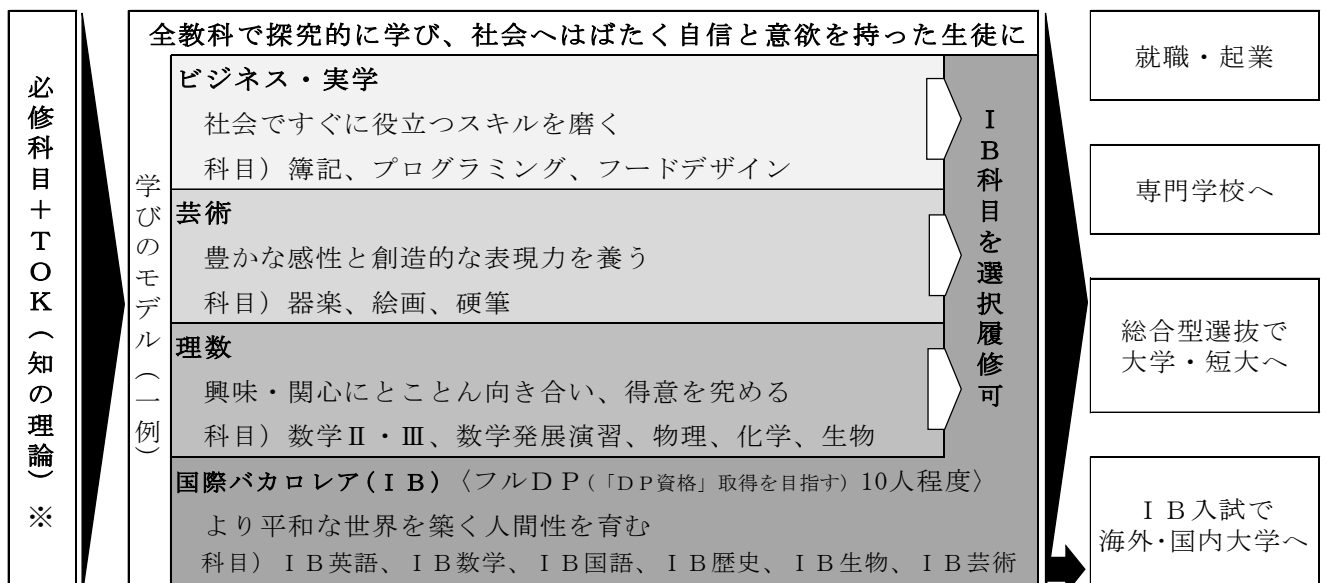
I Bプログラムを活用して、多様性や自由を尊重する新しい教育の象徴となる県立高校の実現を志榛地区新構想高校において目指す。

(志榛地区新構想高校の特徴)

- ・新設の高校であり学校のコンセプトを自由に設計することが可能
- ・多部制単位制で柔軟かつ多様な科目設定が可能（フレックスハイスクール）
- ・I Bが重視する探究活動、グローバル教育との親和性が高い
- ・富士山静岡空港に近く、国際的な交流の展開可能性が高い



3 新構想高校における学び（モデルケース）



※ TOK(知の理論)：I Bの考え方の基礎となる科目で探究学習の基礎力を養う。

4 スケジュール（予定）

開校時から探究活動を軸とした学習を展開し、令和8年度を目処にIB教育導入

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
内容	準備委員会 設置 ↓ 導入校 決定		志榛新構想 高校開校		IB一期生 入学	IB授業 開始
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">探究活動を軸にした教育</div>					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関心校</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">候補校</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定校</div>		

【参考1】IBの概要

国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラムで、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者を育成することを目的とする。

（1）IBの学習者像（IBプログラムが育成を目指す人物像）

国際的な視野をもつ人間の育成を目指し、10の人物像を示す。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 探究する人 ・ 知識のある人 ・ 考える人 ・ コミュニケーションができる人 ・ 信念をもつ人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心を開く人 ・ 思いやりのある人 ・ 挑戦する人 ・ バランスのとれた人 ・ 振り返りができる人
---	--

（2）本県におけるIB導入概要

（「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育の導入基本計画」（R4.3）より）

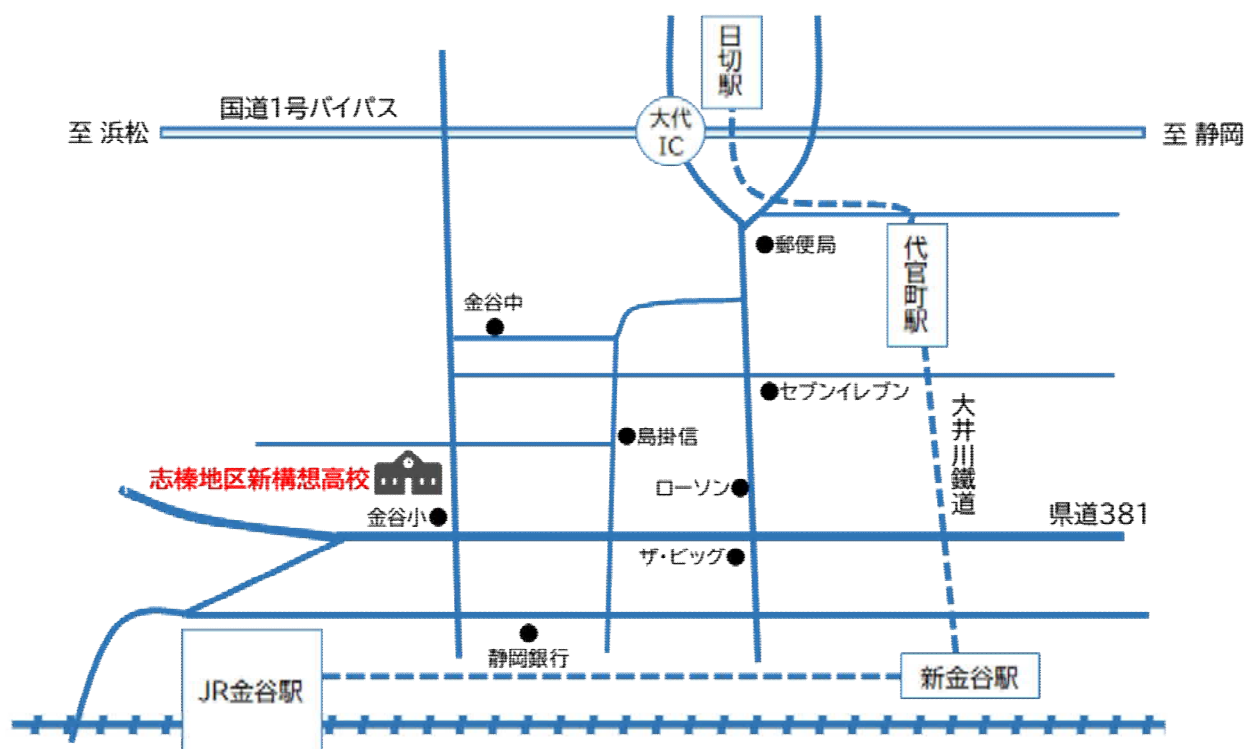
項目		内容
コンセプト		<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い知識の探究スキル、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成するため、<u>少人数（10人程度）の双方向・協働型授業による探究的学習を実践</u> ・ 海外大学進学をはじめ、<u>多様な進路希望に対応する履修形態や充実した進路支援</u> ・ 国際バカロレアの教育理念を<u>導入校全体で共有するとともに、県立高校全体のグローバル教育及び先進的な探究学習の核となる拠点校を目指す</u>
導入形態	プログラム	デュアル・ランゲージ・ディプロマ・プログラム(DLDP) ※6科目中2科目以上を英語、他は日本語で実施。 本県では英語と数学を英語で、その他を日本語で実施予定
	履修形態	選択科目の履修 （個々のニーズに応じてフルDP※1と一部科目履修※2とを選択可能） ※1 海外大学受験に活用可能であるなどの国際的通用性を持つ「DP資格」の取得を目指す。 ※2 一部IB科目を履修するが、「DP資格」の取得は目指さない。
規模	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ フルDP：10人 ・ 一部科目履修（選択）：各IB科目10人程度（IB英語は30人程度）

【参考2】志榛地区新構想高校(仮称)について

(1) 概要

項目	内容
学 校 名	未定（令和4年9～10月に校名募集予定）
開 校 年 度	令和6（2024）年度
設 置 場 所	現在の金谷高等学校の校地
募 集 定 員	160人／年（※令和5年秋の入学定員発表で確定）
設 置 学 科	普通科
教 育 目 標	多様な生き方を尊重し、興味・関心や進路希望に応じた学習によって生徒の持つ能力や個性を伸ばさせ、社会や地域に積極的に参画し貢献する自立した人材を育成する。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・多部制単位制の「フレックスハイスクール」で、大学のように自分のペースで通学時間や時間割を決められる。 ・生徒の興味・関心、進路希望等に応じて多様な科目を選択できる。

(2) 周辺図



※令和4年7月時点での計画であり、変更になる可能性もあります。

第 8 回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	学校の働き方改革を踏まえた公立中学校における休日の運動部活動	P 1
報告 事項 2	令和 5 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領及び令和 5 年度 静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領	P 3

(件名)

学校の働き方改革を踏まえた公立中学校における休日の運動部活動

(健康体育課)

1 要旨

学校の働き方改革を踏まえた運動部活動改革の第一歩として、スポーツ庁は、運動部活動の休日の段階的な地域移行に向けて、令和3年10月に『運動部活動の地域移行に関する検討会議』を設置し、同会議が令和4年6月に、スポーツ庁に提言を提出した。

スポーツ庁は、今後、実践研究の事例集の作成及び普及、関連する諸制度の見直しの検討、『運動部活動の在り方に関するガイドライン』（平成30年3月スポーツ庁策定）の改定、関係団体への要請や次年度概算要求に向けた準備等、必要な施策を検討するとしている。

2 提言の目的

- (1) 学校の働き方改革に対応すること。
- (2) 中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ環境を実現すること。

3 提言の方向性

- (1) 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働を推進すること。
- (2) 中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ環境を実現するため、市町においては、スポーツ主管部局が主体となり地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツクラブの振興についても着実に取り組むこと。
- (3) 休日の運動部活動は、段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年度から7年度末を改革集中期間として地域移行を推進すること。

4 提言において県に求められていること

- (1) 市町村における進捗状況等を把握、指導・助言等の支援。
- (2) 部活動指導員や外部指導者を確保するための仕組みを整備。
- (3) 兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
- (4) 休日の運動部活動の地域移行に向けた推進計画を策定、等。

5 地域移行の課題

- (1) 都市部と地方では地域差が大きく、一律に進めることは困難。
- (2) 外部の受け皿が持続可能でなくてはならないが、人材や財源、施設について継続的に確保できる見通しは立っていない（生徒の活動環境の喪失につながりかねない）。
- (3) 費用負担の在り方（全額、受益者負担とするのでは、保護者の理解が得られない。家庭の経済環境が子どもの活動を左右してしまう。一方で自治体も財政状況が非常に厳しい。）
- (4) 休日の運動部活動の地域移行に関する県民の十分な理解 等。

6 対応

現在の取組	今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・掛川市及び焼津市にて実践研究を実施。 ・地域運動部活動研究委員会を開催し、実践研究の評価・分析を実施。 ・地域運動部活動連絡協議会を開催し、県内の全市町に実践研究の成果や課題等の情報を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域移行に関する推進計画策定の協議を運動部活動検討委員会にて開始し、推進計画に関するスポーツ庁の通知を確認した上で、教育委員会定例会に諮り策定。（スポーツ庁通知は8～9月の見込み）

白
紙

令和 5 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

(高校教育課)

1 趣旨

令和 5 年度静岡県公立高等学校入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程等は以下のとおりである。

2 日程

課 程	実 施 内 容		期間及び実施日 (全て令和 5 年)
全日制の課程 及び 定時制の課程	一般選抜 及び 特別選抜	願書受付	2 月 15 日 (水) ~ 2 月 17 日 (金)
		志願変更受付	2 月 22 日 (水) 2 月 24 日 (金)
		学力検査等 (全日制)	3 月 2 日 (木)
		学力検査・面接等 (定時制)	
		面接・実技検査等 (全日制)	3 月 3 日 (金)
		追検査受検願受付	
		追検査	3 月 9 日 (木)
	合格者発表	3 月 14 日 (火)	
	再募集	願書受付	3 月 16 日 (木) 3 月 17 日 (金)
		面接等	3 月 22 日 (水)
合格者発表		3 月 24 日 (金)	
単位制による 定時制の課程	一般選抜 (春季選抜)	一般選抜に準じて実施する。	
	秋季選抜	願書受付	8 月 9 日 (水) 8 月 10 日 (木)
		基礎力検査及び自由表現等	8 月 22 日 (火)
		追検査	8 月 24 日 (木)
		合格者発表	8 月 29 日 (火)
単位制による 通信制の課程	願書受付	3 月 19 日 (日) ~ 3 月 28 日 (火)	

3 主な改正点

(1) 学科改善等

ア 学校新設

伊豆伊東 (普・商)

イ 学科新設

天竜 (福)

ウ 学科改善

吉原工業 (工)

改善前：機械、電子機械、電気電子、システム化学、数理工学

改善後：機械工学、ロボット工学、電気情報工学、理数化学

エ 募集停止
伊東（普）、城ヶ崎分校（普）、伊東商業（商）
（伊東（定）は、伊豆伊東（定）として継続）

(2) 県外生徒特色選抜の新規設定
土肥分校（普）15%程度

(3) 保護者の県内への転居を伴わない、県外からの学校裁量枠への志願【制度新設】
学校の特色化、活性化に寄与する県外からの志願者が、学校裁量枠の選抜段階（「中学校における学習」を除く。）の一つに志願できるようにする。

(4) 学校裁量枠の変更等

	学校	選抜段階	理由
新規	伊豆伊東（普、商）	文化的・体育的活動 アート類型への適性 中学校における学習	学校新設
追加	熱海（普）	中学校における学習	学校の活性化
	吉原工業（工）	学科への適性	学校の活性化
	天竜（福）	体育的活動 中学校における学習	学科新設
	湖西（普）	地域貢献	人材育成
廃止	土肥分校（普）	観光ビジネス類型への適性 体育的活動 中学校における学習	県外生徒特色選抜 新設に伴う精査
削減	熱海（普）	体育的活動	指導体制の継続が 困難
	島田工業（工）	中学校における学習	共通枠との差別化 が困難

<令和6年度入学者選抜に向けて>

- ・中高の校長等を委員とした専門委員会を、10月から今年度中に計3回程度実施し、学校裁量枠について検証する。
- ・各高校は、今年度末までに「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れに関する方針）」を策定するので、それに沿った学校裁量枠の設定について検討していく。

<現入学者選抜制度の検証>

- ・平成20年度選抜から実施している現制度について、学識経験者及び教育関係者等での検証を予定している。
- ・専門委員会での協議も踏まえ、現制度の課題等を検証する。

(5) 外国人学校からの志願

本国が正規の教育機関として認可している外国人学校（県内では、南米系8校及び朝鮮人学校1校）において、9年目の課程を修了した者について、志願を認める。

【資料】

令和5年度静岡県公立高等学校入学者選抜における学校裁量枠の状況等

1 一般選抜実施校数等（分校及び春野校舎を1校と数える。）

		R5	R4
実施校・科		全日制：90校 163科 定時制：20校 20科	全日制：92校 163科 定時制：20校 20科
学校裁量枠	設定校・科	85校 153科 (全日制のみ)	88校 154科 (全日制のみ)
	未設定校	5校	4校
	学校独自選抜資料を用いる学校・科	82校 140科	86校 142科
	希望者を対象とする学校裁量枠を設けた学校・科	85校 147科	87校 148科

① 学校裁量枠未設定校（5校5科）

南伊豆分校（農）、松崎（普）、稲取（普）、土肥分校（普）、春野校舎（普）

2 学校裁量枠：「選抜において重視する観点」別学校数・科数

観 点	R5		R4	
文化的・体育的活動	80校	129科	83校	130科
中学校における学習	70校	120科	72校	121科
学科等への適性	20校	23科	20校	23科
探究活動	4校	6科	4校	6科
特別活動等	1校	1科	1校	1科
その他	2校	2科	1校	1科
合計（延べ数）	281科		282科	

① 「探究活動」を設定した学校（4校6科）

三島南（普）、富士市立（商、その他）、藤枝西（普）、榛原（普、理）

② 「特別活動等」を設定した学校（1校1科）

藤枝西（普）

③ その他「地域貢献」を設定した学校（2校2科）

池新田（普）、湖西（普）

3 学校独自選抜資料：学校独自選抜資料を使用する学校数・科数

	R5		R4	
実技検査	81校	134科	85校	136科
作文	8校	10科	9校	11科
適応力検査	9校	11科	8校	10科
その他	2校	3科	1校	2科

① 適応力検査を実施する学校（9校11科）

三島南（普）、沼津工業（工）、吉原工業（工）、富士市立（商、他）、静岡城北（国）、藤枝西（普）、島田工業（工2科）、浜松北（国）、浜松湖南（外）

② その他を実施する学校（2校3科）

榛原（普、理）口述検査、湖西（普）口頭検査

白
紙

(件名)

令和 5 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領

(高校教育課)

(趣旨)

令和 5 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程は以下のとおりである。

1 日程

実 施 内 容		期 間 及 び 実 施 日
入学願書等の受付		令和 4 年 12 月 8 日 (木) ～12 月 13 日 (火) 正午※
検査の実施等	総合適性検査及び作文	令和 5 年 1 月 7 日 (土)
	面接	令和 5 年 1 月 8 日 (日)
選抜結果の通知 (小学校長及び受検者本人あてに通知する。)		令和 5 年 1 月 18 日 (水)
入学意思確認		令和 5 年 1 月 18 日 (水) ～1 月 23 日 (月) 正午※
入学予定者の補充		令和 5 年 1 月 24 日 (火) ～1 月 27 日 (金)

※土日休日を除く期間で実施する。

2 募集定員

対 象 校	定 員
県立清水南高等学校中等部	105 人
県立浜松西高等学校中等部	140 人

白
紙